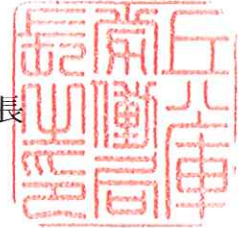




兵労発基 1010 第 3 号
平成 29 年 10 月 10 日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
兵庫県支部長 殿

兵庫県労働局長



労働災害減少に向けた緊急要請について

労働基準行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国の労働災害発生件数は長期的には減少し、兵庫県内におきましても着実に減少してきました。

この間、兵庫労働局では、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導の実施や、リスクアセスメントの普及などを労働災害防止団体等関係団体の協力も得ながら労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきたところです。

しかしながら、休業 4 日以上之死傷災害は平成 21 年に 4,568 件と、初めて 4,500 件台となって以来、減少傾向も鈍化し、近年は増減を繰り返す状況となっています。

また、死亡災害におきましては、9 月末での前年比較では 7 人の減少となっていますが、大幅に増加している業種もあることから、死亡災害撲滅には一層の対策が求められています。

本年が最終年となっている第 12 次労働災害防止計画では、死亡災害、死傷災害ともに、平成 24 年比で平成 29 年までに 15%以上減少させることを目標としていますが、現在の労働災害発生状況を踏まえると、目標達成は極めて困難な状況にあると言わざるを得ません。

特に本年におきましては、死傷災害が 9 月末での前年比較で 44 人の増加に転じており、このままでは目標達成はもとより、再び平成 24 年の件数を超えるという、誠に憂慮すべき事態も危惧されるところです。

このため、貴団体として労働災害の減少に向け、取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をいただきますよう要請をいたします。

平成29年(1月～9月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成
※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

兵庫労働局

業 種	平成29年(1月～9月)		前 年 同 期		前 年 比 較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	
全 産 業	2,994 (23)	100.0 (100.0)	2,950 (30)	100.0 (100.0)	44 (-7)	1.5 (-23.3)	
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含む)	1,568 (21)	52.4 (91.3)	1,598 (18)	54.2 (60.0)	-30 (3)	-1.9 (16.7)	
製 造 業	727 (7)	24.3 (30.4)	732 (11)	24.8 (36.7)	-5 (-4)	-0.7 (-36.4)	
鉱 業	5	0.2 ()	2	0.1 ()	3 ()	150.0 (-)	
建 設 業	303 (10)	10.1 (43.5)	373 (5)	12.6 (16.7)	-70 (5)	-18.8 (100.0)	
運 輸 交 通 業	424 (3)	14.2 (13.0)	382 (2)	12.9 (6.7)	42 (1)	11.0 (50.0)	
貨 物 取 扱 業	52 (1)	1.7 (4.3)	50	1.7 ()	2 (1)	4.0 (-)	
農 林 業	50	1.7 ()	47	1.6 ()	3 ()	6.4 (-)	
畜 産 ・ 水 産 業	7	0.2 ()	12	0.4 ()	-5 ()	-41.7 (-)	
第三産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除く)	1,426 (2)	47.6 (8.7)	1,352 (12)	45.8 (40.0)	74 (-10)	5.5 (-83.3)	
商 業	卸 売 業	55	1.8 ()	52 (2)	1.8 (6.7)	3 (-2)	5.8 (-100.0)
	小 売 業	372	12.4 ()	363 (3)	12.3 (10.0)	9 (-3)	2.5 (-100.0)
	上記以外の商業	38	1.3 ()	35 (1)	1.2 (3.3)	3 (-1)	8.6 (-100.0)
	計	465	15.5 ()	450 (6)	15.3 (20.0)	15 (-6)	3.3 (-100.0)
通 信 業	65	2.2 ()	55	1.9 ()	10 ()	18.2 (-)	
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	82	2.7 ()	72	2.4 ()	10 ()	13.9 (-)
	社 会 福 祉 施 設	217	7.2 ()	217 (1)	7.4 (3.3)	(-1)	(-100.0)
	上記以外の保健衛生業	7	0.2 ()	3	0.1 ()	4 ()	133.3 (-)
	計	306	10.2 ()	292 (1)	9.9 (3.3)	14 (-1)	4.8 (-100.0)
接 客 娯 楽 業	飲 食 店	122	4.1 ()	101	3.4 ()	21 ()	20.8 (-)
	ゴ ル フ 場	46 (1)	1.5 (4.3)	36	1.2 ()	10 (1)	27.8 (-)
	上記以外の接客娯楽業	66	2.2 ()	51	1.7 ()	15 ()	29.4 (-)
	計	234 (1)	7.8 (4.3)	188	6.4 ()	46 (1)	24.5 (-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	65	2.2 ()	56	1.9 ()	9 ()	16.1 (-)
	廃 棄 物 処 理 業	73	2.4 ()	81 (1)	2.7 (3.3)	-8 (-1)	-9.9 (-100.0)
	上記以外の清掃・と畜業	14	0.5 ()	27 (1)	0.9 (3.3)	-13 (-1)	-48.1 (-100.0)
	計	152	5.1 ()	164 (2)	5.6 (6.7)	-12 (-2)	-7.3 (-100.0)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	39 (1)	1.3 (4.3)	43 (1)	1.5 (3.3)	-4 ()	-9.3 ()
	上記以外のその他の事業	104	3.5 ()	114 (2)	3.9 (6.7)	-10 (-2)	-8.8 (-100.0)
	計	143 (1)	4.8 (4.3)	157 (3)	5.3 (10.0)	-14 (-2)	-8.9 (-66.7)
金 融 広 告 業	34	1.1 ()	33	1.1 ()	1 ()	3.0 (-)	
映 画 演 劇 業	2	0.1 ()	1	0.0 ()	1 ()	100.0 (-)	
教 育 研 究 業	25	0.8 ()	11	0.4 ()	14 ()	127.3 (-)	
官 公 署		()	1	0.0 ()	-1 ()	-100.0 (-)	
(陸上貨物運送業)	382 (3)	12.8 13.0	334 (2)	11.3 6.7	48 (1)	14.4 (50.0)	

注 第三産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三産業と呼んでいます。